新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1　対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、
⑴令和２年４月１日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに事業主が休業させた中小企業の労働者
⑵令和２年４月１日から６月30日まで及び令和３年１月８日以降（令和２年11月７日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）に事業主が休業させた大企業のシフト労働者等
のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）
※　雇用保険被保険者ではない方も対象

2　支援金額の算定方法

休業前の１日当たり平均賃金 × 80%※ ×（各月の日数（30日又は31日）－ 就労した又は労働者の事情で休んだ日数）

①　１日当たり支給額（11,000円が上限）

※ ⑵のうち、令和２年４月１日から６月30日までの休業については60%

②　休業実績

・１日８時間から３時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、１日４時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となる。
・週５回から週３回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。
（就労した日は休業実績から除く。）

3　申請期限

対象者	休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
⑴	令和２年10月～12月	令和３年５月31日（月）
	令和３年１月～４月	令和３年７月31日（土）
⑵	全対象期間	

※中小企業の労働者が令和２年４月～９月に休業した場合であっても、
・10/30に公表したリーフレットの対象者は、**令和３年５月31日(月)**までに、
・既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、**支給（不支給）決定が行われた日から１か月以内**に、申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。

4　問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間　月～金　8:30～20:00／土日祝　8:30～17:15）